

高額な現金出金・振込時の警察への通報について

令和8年1月5日

西宇和農業協同組合

最近、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になっております。

お客様が金融犯罪の被害に遭われることのないよう、当組合においては、愛媛県警察本部からの指導により、お客様から一定基準に該当する高額な現金出金や振込のお申し出を受けた場合は、職員からお声がけをさせていただくほか、警察への通報を行うことが求められています。

お客様の大切な財産を金融犯罪からお守りするための取り組みですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以 上